

勤務時間外に大地震が発生したら

府外にいる場合

府内にいる場合

事態が落ち着き次第、安否確認担当者へ、以下の4点をメールか電話で連絡してください。※防災携帯カード参照

- ①自己・家族の安否(無事・軽傷・重傷)
- ②住居の被害(無事・半壊・全壊)
- ③登庁の可否(可能時期)
- ④連絡先

安否確認担当者:

被害状況を踏まえて、各自の判断で正面広場へ避難してください。

経理局長等の指示があるときは、それに従ってください。

できるかぎり、部署ごとにまとまって避難してください。

避難完了後は、本部の指示に従ってください。

指示がないときは、各自の判断で待機又は帰宅してください。

帰宅するときは、補佐機関へ、以下の3点を伝えてください。

- ①帰宅する旨
- ②翌日以降の連絡先
- ③翌日以降の連絡方法

補佐機関: 情報担当班、人的対応班、物的対応班、裁判対応班

家庭局の情報担当班・人的対応班:

帰宅後、早めに、安否確認担当者へ、以下の4点をメールか電話で連絡してください。

- ①自己・家族の安否(無事・軽傷・重傷)
- ②住居の被害(無事・半壊・全壊)
- ③登庁の可否(可能時期)
- ④連絡先

安否確認担当者: